

【第4期医療費適正化計画(案)に対するパブリック・コメント結果】

- 1 実施期間：令和6年1月10日(水)～令和6年2月9日(金)
- 2 意見の提出状況：意見団体数2件，意見件数：5件
- 3 提出された意見の概要及び対応

番号	意見の概要	意見への対応
1	<p>○ 数値目標に対する実績は記載されているが、その評価がなされていないため、第4期計画の数値目標の設定が適切であるのか不明である。</p> <p>医療費実績が6940億円で、適正化の取組を行わない場合と比べると、336億円少なくなっているとあるが、この評価も適正化の取組により減ったと認識しているのか不明。</p>	<p>[保健医療福祉課]</p> <p>○ 計画の評価分析については、これまで毎年度計画の進捗状況に関する評価を行い（計画の初年度と最終年度を除く）、計画期間の最終年度（R5年度）に課題や改善点を含む暫定評価を行い、県のホームページにて公表しております。</p> <p>また、R6年度に目標達成状況を中心とした実績評価を行う予定としております。</p> <p>なお、計画に記載している医療費見込みは、厚生労働省「都道府県別医療費の将来推計ツール」により算出したものであり、参考としてお示しするものです。頂きました御意見を国へ伝えるとともに引き続きPDCAサイクルによる計画の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>【脳血管死亡率】</p> <p>○ 「減少させること」は目標設定として適切なのか？前期計画では数値目標設定し、また実際全ての年度でその数値目標を下回っている。</p>	<p>[健康増進課]</p> <p>○ 「脳血管疾患」及び「心疾患」年齢調整死亡率（75歳未満）については、国の健康日本21（第三次）と同様の目標である「減少」を目標設定したところです。</p>
3	<p>○ 数値目標を設定しているものが、現状値を前のページで一つ一つ参照しなければならず、不親切。前回目標との比較も同様。</p> <p>また目標と取組との関係性がわかりにくい。目標の①から⑧に対し、それぞれどういう取組をするのか記載すべきである。課題ベースで整理するのであれば、目標をそちらに合わせるべきである。</p> <p>認知症など、課題と取組はあるが目標がないものもあるので、よく整理されたい。</p>	<p>[保健医療福祉課]</p> <p>○ 頂きました御意見を参考に、第三章の記述を変更させていただきました。変更後は、数値目標と現状値が一度に確認できるようなものとししました。</p> <p>また、1つの目標に、多くの施策が関係する場合も少ないため、関係性に関して明確にお示しすることは難しいところであることをご理解ください。</p> <p>なお、目標に関しましては、国が示す計画策定のための「基本方針」や今年度策定予定の保健医療計画等、関連する計画との整合性に十分に配慮しながら設定しております。</p>
4	<p>○ 国民は、医療費の適正化により、社会保障や医療、福祉の充実を望んでいるが、適正化の効果（見通し）が医療費を算出したものしか示されていない。現行の社会保険制度を持続可能なものにすることはもちろんであるが、何か明るい将来構想についても関連させて計画してほしい。</p>	<p>[保健医療福祉課]</p> <p>○ 医療費適正化の効果について、医療費以外の推計等、頂いた御意見については今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、計画の第3章において、「県民の健康の保持の推進に関する目標」、「医療の効率的な提供の推進に関する目標」を掲げておりますが、その中の、生活習慣病等の予防に取組むことで、生活の質（QOL）を向上させ健康寿命を延ばすだけでなく、健康に働く者を増やすこと、社会保障の担い手を増やすこと、健康格差の拡大を防止することといった多面的な効果があると考えております。</p> <p>その他、良質かつ適切な医療を効率的に提供できるよう、取組を記載し、持続可能な社会保険制度の実現を図ることとしております。</p>
5	<p>○ さまざまな取り組みが掲げられているが、目標達成には、医療関係者や行政担当者におけるそれぞれの役割を明確にして、相互に理解したうえで連携しながら取り組んでいく必要がある（役割の明確化、相互理解、連携が必要）。例として、後発医薬品問題があげられるが、社会情勢にかんがみ、具現化が可能であるか精査する必要がある（適正化、具体化できないことは計画に入れたい）。</p>	<p>[保健医療福祉課、薬務課]</p> <p>○ 御意見のとおり、目標達成には、それぞれの役割を明確にし連携しながら取り組んでいく必要があると考えており、計画の第4章に県、保険者、医療の担い手及び県民における役割・連携について記載しているところです。</p> <p>なお、後発医薬品の供給問題につきましては、国において安定供給の実現に向けた取組が行われているところであり、計画の中には医薬品安定供給を考慮した上でという一文を加えるなど、県としては供給状況を踏まえつつ国の動向等を注視しながら取り組んで参りたいと考えております。</p>